

水のめぐみ

Vol. 53 2021 8.15

9月10日は「下水道の日」です

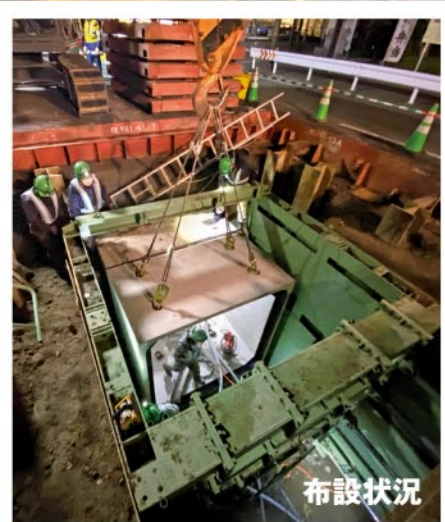
保存版! 高崎市指定
給水装置工事事業者
一覧表を掲載

水のめぐみVol.53号では、高崎市指定給水装置工事事業者の一覧表を掲載しています。市内で水道の新設・改造・修繕などの工事を行う場合は、高崎市水道局が指定した事業者へご依頼ください。



浸水から街を守る雨水排水管を整備中（一貫堀川雨水6号幹線築造工事）

近年、ゲリラ豪雨などの局地的な大雨が頻発し、浸水被害に繋がる事も多く激甚化する傾向にあります。雨水排水用の下水道管は、市街地に降った雨を集め、速やかに河川へ流すことで、浸水から街を守ります。



布設状況



■ボックスカルバートとは

鉄筋コンクリートの製品で、これを地中に並べることで雨水の通り道（雨水排水管）を作ります。

編集・発行
高崎市水道局・下水道局
高崎市高松町35番地1
電話 027-321-1282



ホームページアドレス
<https://www.city.fakasaki.gunma.jp/docs/2013121200394/>

公共下水道への接続のお願い

街をきれいに

排水を直接下水道管に流し、悪臭を防ぐ。

快適な暮らし

トイレの水洗化により、衛生的な生活環境を確保。

下水道の役割

浸水から街を守る

降った雨を集め速やかに河川へ流し、水害を防ぐ。

河川の水質保全

排水を処理場でキレイにして川に流し、汚さない。

高崎市の公共下水道は、昭和2年に着手して以来、長い年月を費やして積極的に整備を進めてきました。この公共下水道は、皆様に接続していただき利用されることで、初めてその役割を果たすことができます。

公共下水道が整備されている地域の皆様は、早期の接続をお願いします。

●問い合わせ先 下水道局整備課（電話 027-321-1288）

ビル・マンションなどの水道施設の管理について

○子メーターの交換（所有者の管理責任）

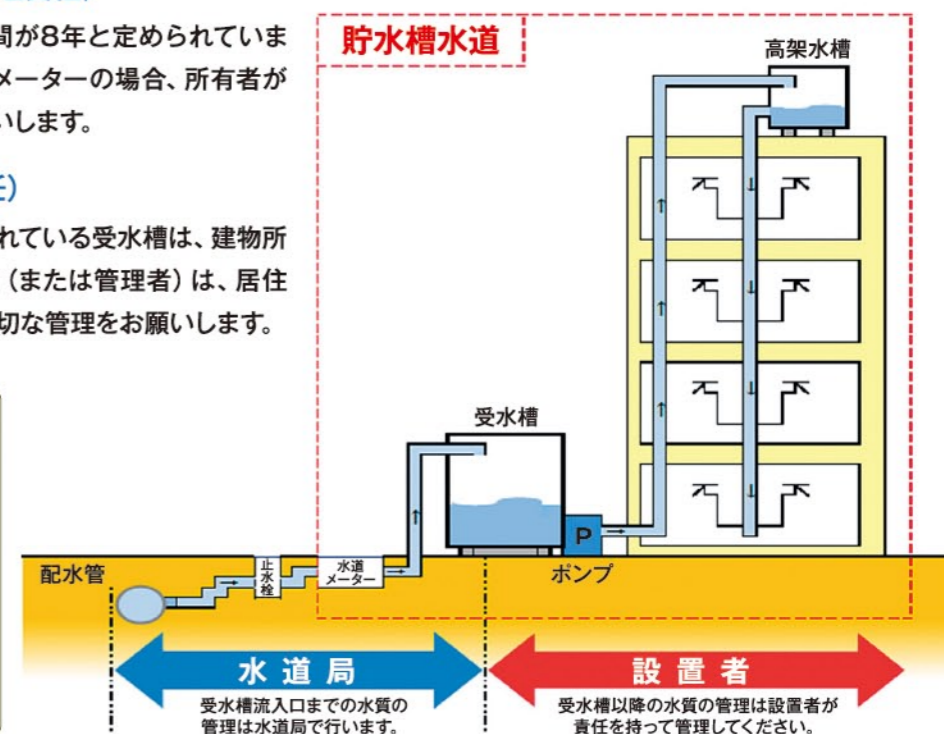
水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。設置されている子メーターが私物メーターの場合、所有者が期間内に交換をしていただくようお願いします。

○受水槽管理（設置者の管理責任）

ビルやマンションなど建物に設置されている受水槽は、建物所有者に管理の責任があります。所有者（または管理者）は、居住者の方へ安全な水を供給できるよう適切な管理をお願いします。

～主な管理基準～

- 水槽の掃除（年1回以上）
定期的な水槽の掃除を行ってください。
- 水槽の点検
ヒビ割れがないか、異物の混入がないかなど定期的な点検を行ってください。
- 施設管理検査の実施（年1回）
検定検査機関による管理状況の検査を受けてください。
- 水質検査の実施
水道水の色、濁り、臭い、味について定期的な確認を行ってください。



●問い合わせ先 水道局料金課給排水受付窓口（電話 027-321-1285）